

食品の用途発明に関する審査基準の改訂について

1. 第7回審査基準専門委員会 WG における審議結果

(1) 食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合の発明の認定

食品に関する発明の請求項に用途限定がある場合には、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定することとする。ただし、植物・動物については、用途限定が付されたとしても、そのような用途限定は、植物・動物の有用性を示しているにすぎないから、用途限定のない植物・動物そのものと解釈する。

(2) 請求項の記載形式

請求項の記載形式については、今般の食品の用途発明に関する審査基準の点検の必要性及び食品以外の分野との整合性を考慮し、案1を採用する。

案1

「成分Aを有効成分とする〇〇用剤。」、「成分Aを有効成分とする〇〇用組成物。」、「成分Aを有効成分とする〇〇用食品組成物。」、「成分Aを有効成分とする〇〇用ヨーグルト。」のような請求項の記載形式について、用途限定が請求項に係る発明を特定するための意味を有するものとして認定する。

(3) 進歩性、記載要件等の判断

食品の用途発明としての新規性を有すると判断した上で、他分野と同様に、進歩性、記載要件等を適切に判断していくこととし、当該判断に関する事例を審査ハンドブックにおいて記載する。

2. 請求項中に用途限定が付されていても、用途限定のないものとして解釈される植物・動物の発明について

今般の審査基準の改訂が、食品の機能性に関する研究開発が盛んに行われている状況等を考慮し、当該技術分野における発明の保護及び利用等を図るために行われるものであることを踏まえると、請求項中に用途限定が付されていても用途限定のないものとして解釈され、当該用途限定について新規性、進歩性

等の判断が行われない植物・動物の発明は限定的にされるべきであると考えられる。個別具体的に審査において判断するが、「用途限定のないものとして解釈される発明」及び「用途限定のあるものとして解釈される発明」の具体例としては、以下のものが挙げられる。

(具体例)

用途限定のないものとして解釈される発明

「〇〇用バナナ。」、「〇〇用生茶葉。」、「〇〇用サバ。」、「〇〇用牛肉。」

用途限定のあるものとして解釈される発明

「〇〇用バナナジュース。」、「〇〇用茶飲料。」、「〇〇用魚肉ソーセージ。」、「〇〇用牛乳。」

3. 改訂審査基準の運用開始時期について

改訂審査基準案は、従前と同様、パブリックコメント手続（意見公募手続）にかけて、その後、4月中を目途に改訂審査基準の運用開始を目指す。

改訂審査基準は、運用開始日以降の審査に適用する。